

<7. (紛争処理) 関連>

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【7. 紛争の処理】」

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【7. 関連】

御氏名及び御所属

御住所及びお電話番号

御意見 (記載要領参照)

同人誌のような二次創作物は刑事罰に問わないこと。著作権侵害の刑事罰は海賊版の取締りのみに限定することが望ましい。
『ポケットモンスター』の同人誌が猥褻であることを理由に作者が処罰された事件は人権侵害である。

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

(1) 氏名: [REDACTED]

所属 (職業): [REDACTED]

(2) 御住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

(3) 意見:

(126) について

賛成する。米国のDigital Millenium Copyright Act第512条「責任制限」の(f)項では

(f) Misrepresentations. - Any person who knowingly materially misrepresents under this section -

- (1) that material or activity is infringing, or
- (2) that material or activity was removed or disabled by mistake or misidentification, shall be liable for any damages, including costs and attorneys' fees, incurred by the alleged infringer, by any copyright owner or copyright owner's authorized licensee, or by a service provider, who is injured by such misrepresentation, as the result of the service provider relying upon such misrepresentation in removing or disabling access to the material or activity claimed to be infringing, or in replacing the removed material or ceasing to disable access to it.

と定められており「言いがかりは付けた者にダメージ (訴訟費用を含む) を負わせる」こととされている。わが国においては現行法における一般フェアユース規定の不存在を理由に「言いがかり」的訴訟が起きやすいうえ、訴えられた個人や訴訟を提起した側と比べて資金力に劣る法人を泣き寝入りし追いつめられやすく保護策が必要である。

(127) について

罰則は単に強化すれば良いと言うものではなく類型的にその軽重を分けるべきである。現行法はほぼ一律に相当な重罰を科しており、類型によってはむしろ軽減すべきではないかと考えられるものもある。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[7. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

(127) ~ (128) に関連

罰則の強化には反対です。
現状でも JASRAC
が10年以上遡った使用料の請求を、飲食店やクラブ、ライブハウス等に対して行っています。その
金額は300万円どころではありません。ファイルログ
裁判では3億円を超える賠償請求です。これでも充分抑止効果期待できるコストとはいえないので
しょうか?
罰則を強化する前に解決すべき問題があります。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[7. 関連]

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

-----BEGIN PGP SIGNED MESSAGE-----
Hash: SHA1

著作権法改正要望事項に対する意見

1. 氏名・所属(職業): [REDACTED]
2. 住所・電話番号: [REDACTED]
3. 意見: 紛争処理の分野について以下可能な限り簡潔に書いていく

(126) ... 技術革新の保護や、ユーザとのバランスの点から賛成。

(127)(128) ... 罰則を強化することで侵害行為を抑制できるかどうか疑問。

【暗号化した個人情報】
貴省CA発行の「シリアルNo: [REDACTED] 公開鍵」で暗号化しています。
****暗号文ここから****
Content-Type: [REDACTED]
Content-Transfer-Encoding: [REDACTED]

[REDACTED]

****暗号文ここまで****

以上

-----BEGIN PGP SIGNATURE-----

Version: [REDACTED]
Comment: [REDACTED]
Comment: [REDACTED]

[REDACTED]

-----END PGP SIGNATURE-----

分類1, 2, 3, 4, 5, 6分送付済み。以降分類9について書いていく。

[REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[7. 関連]

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (123) 『著作権仲裁審判機関の創設』について

賛成します。
現在では、著作物利用のための許諾システムが構築されておらず、容易に著作物利用が行なえません。これを管理する機関を創設する事は、公正な利用に繋がり、権利者の権利も守られ、ひいては文化の発展に繋がります。

意見: (124) 『インターネットを利用した自動公衆送信権（送信可能化権）侵害など、損害額の立証が困難な場合に、具体的な損害額の立証がなくても一定金額の賠償金を損害額として請求できる制度（法定賠償制度）の創設』について

反対します。
「損害額は不明なので100万円よこせ」と言ってるに過ぎず、あまりにも独善的です。交通事故の被害者を装って「100万円よこせ」と言っているのとなんら変わりません。損害額の算定が困難であるならば、どの程度が適当かは通常ならば裁判により確定すべき事柄であって、「裁判が面倒くさいから立法で決めちゃえ」的発想であるとは思えません。

意見: (125) 『侵害された著作物の数を、一定の場合に、把握できる侵害数の2倍と推定する制度の創設』について

反対します。
細目(124)同様、あまりにも乱暴であり、本来ならば司法判断で決定される事項と考えます。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について[7. 関連]」

(1)
氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
(2)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3)
意見:

(124) 「インターネットを利用した自動公衆送信権（送信可能化権）侵害など、損害額の立証が困難な場合に、具体的な損害額の立証がなくても一定金額の賠償金を損害額として請求できる制度（法定賠償制度）の創設」について

反対です。

(125) 「侵害された著作物の数を、一定の場合に、把握できる侵害数の2倍と推定する制度の創設」について

反対です。

合理的な理由は無い。

(126) 「著作物でない者が著作権を主張した場合には、その主張を受けた者は当該主張に伴う損害賠償を請求できる旨を明示する。」について

賛成です。

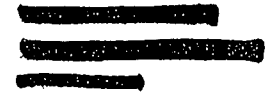
文化庁のサイトの著作権表示もそうだが、（文化庁のサイト内には、著作権の対象とならない法律も掲載されているが、それに対しても文化庁は著作権表示を行っている）著作物でないものに対してまで著作権を主張する者が非常に多い。安易に著作権を振り回すことのないように、このような措置は必要だ。

【7 紛争処理 関連】

・ 細目(124)(125)(127)(128)について (検討要案)
賠償制度や罰則の強化については慎重に検討するべきである。
著作物利用に対する規制強化的要素が強いかどうか。

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文化庁長官官房著作権課法規係 御中



7. 紛争処理

○ あっせん等

裁判による解決だけでなく、より迅速かつ実務的な紛争処理制度を充実させることは有用であると思われる。

(123) 著作権仲裁審判機関の創設

裁判所の知財部強化の中で行政審判機関の導入は、司法軽視ではないか？

○ 損害賠償制度

損害額のみなし規定はさけるべきである。損害賠償請求により権利者が不平等な利益を得ることは避けるべきである。もともと、立証困難で事実である。立証困難については推定規定により、立証責任を転換することによってバランスを図るべきである。不法な権利侵害によるリスクを法が救済するべき必然性はないというべきである。

○ 罰則の強化

刑罰が行為に対して不当なものと云えない限り強化することには立法として問題ない。しかし、単に刑罰を強化するだけでは根本的に解決にならず、著作権教育を充実する必要もまだまだあると思われる。

以上

著作権法改正要望事項について【7. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【7. 関連】

氏名
住所
電話番号
意見

氏名
住所
電話番号
意見
下記のとおり

(124) は、日本でも法定賠償制度を導入せよというのですが、私は反対です。

「みなし」規定にせよと推定規定にせよ、一定の経験則上の蓋然性に支えられたものとなつていますが、(124)の提唱者たちが想定する法定賠償制度は、経験則上の蓋然性に何ら支えられていない金額を「法定損害額」として定めよとするものだからです(なお、送信可能化権侵害で損害賠償を命じた裁判例はありませんが、もちろん著作物1個あたり100万円等というべらぼうな賠償額は認定されていません)。そして、そのような制度が設けられた場合、コンテンツホルダーは、本来ならば得られなかった状態が発生するので、第三者による著作権侵害なら「やられ得」という状態が発生するので、訴訟を提起し、10のうち1つでも何れかの関連する者に対し片っ端から訴訟を提起し、弁護士費用等を使ってでも勝ればその相手方の財産を根こそぎ奪えるので、多少弁償することや、片っ端から訴訟を起すことが経済的に合理的な行動となることを予想されませんが、それが社会的に望ましいとは思えません。また、このような制度のもとでは、第三者の行為が自己の著作権の侵害となる可能性があれば一攫千金のチャンスとなるわけですから、新たな情報サービスを始めとする事業者が、そのサービスが著作権とされるリスクを解消するために、著作権管理団体に一定の使用料を払う代わりに利用許諾をしてもらうように頼んだとしても、著作権管理団体としてはこれを拒絶し、新規事業者がグレーゾーンの行為を無許諾のまま開始してくれるのを待つのが経済的に合理的な行動となることも予想されません。しかし、それが社会的に望ましいとは思えません。不法行為制度は、損害の公平な分担を図るための制度であつて、被害者が一攫千金を図るための制度ではありません。「やられ得」となる社会では、それはそれでモラルハザードが発生します。

法定賠償制度がある米国でも、「1枚のCDをネット上にアップロードする行為は、一人の人間を医療事故で死に追いやるより悪いことなのか」と揶揄する声があがっているが、著作権を人命より重視するのは国家として行ってはいけないことなのではないかと思ひます。また、この法定賠償制度を導入した場合には、何をもちて著作物を1個、2個と数えるのかという問題を解決しなければなりません。また、(124)を支持する見解の中には、「いつからいくつ著作物を侵害したのかを一番明確に知っているのは侵害者だ」との意見もありますが、我が国の裁判例は、現実的、物理的に侵害行為を行ったわけではない者を「著作権法の規律上の観点から」侵害主体と見なしてしまう傾向があるところ、「著作権法上の規律の観点から」侵害主体と見なされた者は、「いつからいくつ著作物を侵害したのか」など全く目見当がつかず、権利者から常識的に考えられないような莫大な数字を損害額として示されても反証のしようがない場合が考えられます。もし損害賠償を請求される者もまた、利用者が「いつからいくつ著作物を侵害したのか」等わかりません。(例えば、電子掲示板には、新聞や雑誌の記事が「コピー&ペースト」されることがしばしばありますが、掲示板の管理者にはそのような新聞記事等の「コピー&ペースト」が「いつからいくつ」なされていたかなどわからないのが通常です(過去ログを長期間保管していないのが一般的です)から)。

(127)について、著作権の場合、特許権とは違い、著作物性の有無や著作権による保護の範囲、著作権の制限の範囲がわかりにくく、罰則を強化すると、後発の表現者に対し、より一層の萎縮効果を生むことになり得ます。それは、表現の自由が保障される先進国の一員として恥ずかしいことです。また、軽微な著作権侵害行為は、多くの人々がそれとは知らずに行っていることであり(それは、著作権法による規制の範囲が国民の健全な常識に反して広いことが原因です。国民に著作権意識が足りないのではなく、著作権法が国民の意思に合致していないのです)。そのようなことを行ったことをもって、前科前歴のない健全な市民が実刑判決を受けるというのは、非常に不健全です。したがって、私は(127)には反対します。

むしろ、表現の自由を保護するという観点、あるいは新たな創作活動を奨励するという観点からは、少なくとももうゆる二次的著作物の創作及びその利用については、刑事罰の対象から外すことを明文で規定する必要があるのではないかと思います。原著作物の著作権者への経済的権益の確保は、損害賠償請求権等によって行うことができますので、既存の著作物を利用した創作活動自体を禁止するのではなく、我が国の文化の発展に繋がらないのみならず、憲法上も問題があるように思います。

氏名
住所
電話番号
意見
(120-128)
高すぎ まあ悪質な件もあるだろうが

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[7. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(124) 原告が主張を立証しなければならないという民事訴訟法の原則を完全に理解していない議論であり、採用してはならない。損害額の算定にかかる負担は、拳証責任が転換された場合における被告の負担と比較して、全く困難なものではない。

また(125)についても共通するが、法定賠償制度は「当たり屋」に類似する「訴訟産業」を正当化するために用いられる危険性が高く、社会に対して有害となることこの上ない。また、これらが主張する法定賠償の計算には全く根拠がないどころか、不当利得を追認するような条文になっており、決してこのような「悪」を法律でバックアップしてはならない。

(126)に関連して。まずこの主張の内容に賛成する。特に規定を設けずとも、存在しない著作権を主張する行為が詐欺・強迫を構成することは明らかであるが、明文で規定することで、著作権法がこれらの不法行為を決して許容しないことを確認できることが望ましい。

同様のことが詐欺罪、脅迫罪、強要罪等の各種犯罪についても言える。

ただし、著作権の帰属が明確ではない場合に、その旨を自ら明らかにして権利が自らに存する「可能性」に言及しつつ権利主張することまでも犯罪としてしまうのは妥当ではない。これは可能であれば条文から読み取れることが望ましい。

次に、著作権は重要な権利であるから、これを騙る上記犯罪も特別に重く処断されて然るべきである。具体的には、通常の詐欺罪・脅迫罪・強要罪に下限を設けたり、上限を拡大するなどした特別な罪刑を創設するべきである。

(127) 採用してはならない。窃盗・強盗・詐欺・脅迫などの財物に対する犯罪とは異なり、無体財産に対する犯罪は容易に犯しやすいものであり、一方で権利侵害による損害が財物に対する犯罪より大きいとは言えない。特許権や商標権は、その権利の定義からして業として行う者のみが犯すものであり、これらの犯罪の罰則が比較的大きいのは、単純横領に比べて業務上横領がより重いのと同一理屈である。著作権法違反の罰則を引き上げる理由として持ち出すのは失当である。

(128) 他の各種法制度と比較して明らかにアンバランスな厳罰化の主張であり採用してはならない。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(124)の意見に反対します。

(124)は、日本でも法定賠償制度を導入せよというものです。「みなし」規定にせよ推定規定にせよ、一定の経験則上の蓋然性に支えられたものとなっていますが、(124)の提唱者たちが想定する法定賠償制度は、経験則上の蓋然性に何ら支えられていない金額を「法定損害額」として定めよとするものです。

そして、そのような制度が設けられた場合、コンテンツホルダーは、本来ならば得られなかったであろう利益を「賠償」してもらえ、すなわち「やられ得」という状態が発生するので、第三者による著作権侵害に何らかの関連を有する者に対し片一端から訴訟を提起し、10のうち1つでも勝てればその相手方の財産を根こそぎ奪えるので、多少弁護士費用等を使ってでも片一端から訴訟を起こすことが経済的に合理的な行動とすることが予想されますが、それが社会的に望ましいとは思えません。

また、このような制度のもとでは、第三者の行為が自己の著作権の侵害となる可能性があれば一攫千金のチャンスとなるわけですから、新たな情報通信サービスを始めようとする事業者が、そのサービスが著作権侵害とされるリスクを解消するために、著作権管理団体に一定の使用料を払う代わりに利用許諾をしてもらうように頼んだとしても、著作権管理団体としてはこれを拒絶し、新規事業者がグレーゾーンの行為を無許諾のまま開始してくれるのを待つのが経済的に合理的な行動となることも予想されます。しかし、それが社会的に望ましいとは思えません。

不法行為制度は、損害の公平な分担を図るための制度であって、被害者が一攫千金を図るための制度ではありません。「やられ得」となる社会では、それはそれでモラルハザードが発生します。

法定賠償制度がある米国でも、「1枚のCDをネット上にアップロードする行為は、一人の人間を医療事故で死に追いやるより悪いことなのか」と揶揄する声が上がっているが、著作権を人命より重視するのは国家として行ってはいけないことなのではないかと思えます。

また、この法定賠償制度を導入した場合には、何をもって著作物を1個、2個と数えるのかという問題を解決しなければなりませんができるのでしょうか。

また、(124)を支持する見解の中には、「いつからいくつ著作物を侵害したのかを一番明確に知っているのは侵害者だ」との意見もありますが、我が国の裁判例は、現実的、物理的に侵害行為を行ったわけではない者を「著作権法の規律上の観点から」侵害主体と見なしてしまう傾向があるところ、「著作権法上の規律の観点から」侵害主体と見なされた者は、「いつからいくつ著作物を侵害したのか」など全く皆目見当が付かず、権利者から常識的に考えられないような莫大な数字を損害額として示されても反証のしようがない場合が考えられます。(例えば、社団法人日本音楽著作権協会が、巨大な電子掲示板を運営するヤフー株式会社に対して、

同社の運営する電子掲示板に利用者が市販のCDに収録されている楽曲の歌詞を書き込み不特定多数人が閲覧可能な状態に置いたことについて、当該電子掲示板を介した歌詞の自動公衆送信を管理しこれにより利益を得ているヤフー株式会社こそ上記歌詞についての送信可能化の主体であるとして、損害賠償請求訴訟を提起することも理論的には考えられます。その場合に、ヤフー株式会社としては、過去ログの保管期間がすぎた時期にいくつ著作物を侵害していたのかということ、いくら著作権法上の規律の観点からはお前が送信可能化の主体だといわれても、わからないのではないかと思います。)

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【7. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:
(127)の意見に反対します。

(127)について、著作権の場合、特許権とは違い、著作物性の有無や著作権による保護の範囲、著作権の制限の範囲がわかりにくく、罰則を強化すると、後発の表現者に対し、より一層の萎縮効果を生むこととなります。
それは、表現の自由が保障される先進国の一員として恥ずかしいことです。
また、軽微な著作権侵害行為は、多くの人々がそれとは知らずに行っていることであり、(それは、著作権法による規制の範囲が国民の健全な常識に反して広いことが原因です。)
国民に著作権意識が足りないのではなく、著作権法が国民の意思に合致していないのです。そのようなことを行ったことをもって、前科前歴のない健全な市民が実刑判決を受けるというのは、非常に不健全です。

むしろ、表現の自由を保護するという観点、あるいは新たな創作活動を奨励するという観点からは、少なくともいわゆる二次的著作物の創作及びその利用については、刑事罰の対象から外すことを明文で規定する必要があるのではないかと思います。
原著物の著作権者への経済的権益の確保は、損害賠償請求権等によって行うことができますので、既存の著作物を利用した創作活動自体を禁止するのは、我が国の文化の発展に繋がらないのみならず、憲法上も問題があるように思います。

音楽にしろ、文章やコミックにしろ、過去の著作にインスパイアされて新しい作品が産まれるものです。
ある漫画家は、自分の作品に対して、「キャッツアイと〇〇(失念しました)に影響を受けてこの作品を描いた」と言っていますし、
入によっては「全てのマンガは手塚治虫先生のコピーだ」と言います。
人が過去に読み、聞いた事象から、新しい作品を生み出す思考に、法や実刑罰によってがんじがらめにすることで、何が生み出せるのでしょうか。
「過去」の特定の人の既得権益を守るのか、
「未来」に新しい何かを創造する事を重視するのか、
文化庁が何を選ぶのか、しっかり拝見させていただきます。

(前者をとったら、この国の未来はありませんが…)

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【7. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属(会社、学校もしくは職業): [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(120)～(123)に関連
これらの意見に条件付きで賛成致します。
条件とは、あっせんにあたる委員の中立性が確保できることです。
現在の著作権法規では消費者、ユーザー側の利益については規定がなく、著作権者の利益のみ重視したあっせんに傾く危険があると思われます。
そのような危険が生じた場合、実情に即した解決を求めるためにあっせんを行おうという意義が、失われます。

(124)に関連
(124)の意見に反対します。暴論だと思います。

(126)に関連
意図するところに賛成しますが、改正条項がこなれていないように感じます。
過度の著作権の主張に対して、なんらかの歯止めが必要と考えます。

(127)に関連
(127)の意見に反対します。
過剰な著作権の保護、罰則規定の強化は、コンテンツを生む表現者にとっても困難を生じます。
自らの作品が訴えられる可能性があるかどうか、現代の表現者にとってのストレスは増すばかりです。
表現の自由という観点、あるいは新たな創作活動を奨励するという観点からは、罰則の強化はむしろ逆行です。
少なくともいわゆる二次的著作物の創作及びその利用については、刑事罰の対象から外すことを明文で規定する必要があるのではないかと思います。
既存の著作物を利用した創作活動自体を禁止するのは、我が国の文化の発展を阻害します。

(128)に関連
(128)の意見に反対します。

氏名: [redacted]
所属: [redacted]
住所: [redacted]
電話番号: [redacted]
意見:

○ 損害賠償制度
(124) インターネットを利用した自動公衆送信権(送信可能化権)侵害など、損害額の立証が困難な場合に、具体的な損害額の立証がなくても一定金額の賠償金を損害額として請求できる制度(法定賠償制度)の創設は、日本における法定賠償額の制度の導入に反対します。
私法上、日本における法定賠償額の制度の導入に反対します。経験則等の一定程度の蓋然性を備えた事象に対して、法定での立証責任を緩和するために設けられているものであり、この制度を設けることを主張している者の「法定賠償額」は、なんら経験則上の蓋然性をそなえたものでなく、単に自己に有利なように設定せよ、と求めているものにもすぎないものであります。
もし、このような制度がみとめられるならば、経済的には少しいのちのちの侵害があり、これに備えて、この訴訟を提起したほうが、全体の利益として最大となる、「やられ得」と称する状態になりえるものであります。または、ここに規定されている者に対し、盗訴ともいえる状態をひきおこすものであります。特に著作権は利用禁止規定でありますから、許諾をうけなければ、侵害とされる行為について違法なものであって、このようから状態を回避するために、すべからず全ての著作権者に利用許諾をえなければ、何もできない、といったことにつながります。Webのように、有体的に価値がある絵画を網羅的に許諾を得ることの不可能さから、訴訟リスクからいって、実質的にあるサービスの提供を不可能たらしめるものにつながります。不法行為法は、侵害によって発生した損害をもととらめるところに返すものでありますが、一攫千金のためにあるのではありませぬ(特許法のケースですがアメリカにおける特許訴訟の滑稽さをみれば明らかです)
また、しっかりとした理論的裏づけがなければ、制度に対する一般国民の信任をうたないかたがた、無方式主義で、公示機能が存在していない著作権法における法定賠償制度は、許諾先がわからない、また権利期間がどうも不透明、そもそも権利を行使しないというものと行使するというものがないまぜになっている、という状況下では、制度として適当でないと考えます。
そして、この法定賠償制度を導入するためには、何をもちて侵害個数とするのかといふことを示さなければなりません。加え、特にわが国においては現実は現実の侵害見聞から「著作権法の規律上の観点から」侵害主体と認められ、侵害していいものを「著作権法の規律上の観点から」侵害主体と認められ、侵害していいものであり、そのような侵害主体が訴訟をおこされて、相手に述べた侵害個数に対して、実質的に反証の不可能さから、巨額の賠償金が課されることも十分にありえます。(このような侵害主体として電子掲示板の管理人が考えられる)以上により、(124)には反対するものであります。

○ 罰則の強化
(127) 罰則の更なる強化
(128) 飲食店等における音楽著作物の無断演奏等(カラオケ等)に対する罰則の強化
なぜ、著作権に関わる罰則が最大で3年なのかということは、それが表現に関わるものであるということに理由があると考えます。著作権法は表現を保護する法律でありませんが、それは後世の人間にとってみれば自己の表現を規制する法律に他なりません。直接的に表現を規制しているといふ評価できなくとも、例えばある曲を作ったとき、まったく知らない人間から自身が不知な曲の盗作と呼ばれる危険性を常にはらんでおるものであって、間接的に表現を規制しているものであるということはいえると考えられます。罰則を強化するということは、この表現の規制の効果を高め、表現をたいするより一層の萎縮的効果をもたせたいかたがた、これはすくなくとも著作権法第1条の予定しているものではない、著作権法は後世の人間にとっても奉仕しうる存在でなくてはなりません。
また刑事罰は「最後の手段」と称されるものであり、他の手段が十分でないときにはじめて介入することができる、とされているものであります。著作権法は、損害賠償といたる民事責任が予定されており、通常の一般人はこれによって請求される損害賠償額、及び裁判で十分にダメージを受けうる存在であります。時折刑事罰のほうが訴訟経済に合致しているとの意見もみられますが、それは法全体をつらぬく価値体系を無視した議論であるといわざるを得ません。
以上により(127)(128)には反対します。

また、付け加えることとして、2次的著作物の創造行為、利用行為に対しては、刑事罰の対象からはずすべきであるとかんがえます。著作権法は、その内容実体からして、ある種の表現行為を規制立法としての性格をもっています。表現の自由の観点から申せば、他人の表現物に依拠しての表現も本来は自由であるものであり、現行法上、

類似性を帯び、「盗作」としての評価をうけてしまえば、当該表現の禁止、及び責任を追及されるものであります。著作権のインセンティブ論からしてみれば、報酬実施を自由から導かれる「より制限的でない他の選ぼうる手段」の法理に抵触するおそれがあるものであります。
その一方で、著作権法の新たな創造を奨励すること、及び表現の自由を保障することの調和から、新たな創造の仕事と評価される2次的著作物の創造行為に対して、刑事罰の対象からはずすことは、あつてしかるべきと考えます。
著作者にたいする利益確保は、損害賠償制度でおこなうことができ(名誉を害する形で行うならば損害賠償額をひきあげる等)、それにもかかわらず著作物を利用した創作行為自体を規制することは、文化の発展を阻害するのみならず、憲法上の問題があると考えます。
(フランス著作権法の通称「パロディ権」の規定参照)

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【8. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (128) について
飲食店や旅館等での演奏等については、罰則を強化するより前に、その著作権料が適
正であり、理解を求めることが先決である。
やみくもに罰則だけを強化したところで、問題の解決にはならないと思う。